

# 大阪京橋法律事務所

## 弁護士費用（報酬）基準

- \* この基準は、一般的な事案の場合です。事案の難易によって増減する場合があります。形式的に基準を適用すると弁護士費用が過大になる場合には、実情に応じて減額します。また、ご依頼者の収入や生活状況にも配慮して、弁護士費用を決定いたします。
- \* 所得の低い方については、法テラス（日本司法支援センター）の法律扶助制度を利用して、負担を軽減することができます。この場合、弁護士費用は毎月1万円程度の分割払いになります。法テラスの手続は、当事務所で申し込むことができます。
- \* 弁護士費用のほかに、裁判所へ納める費用（貼用印紙・予納金など）や遠距離出張費用が生じる場合があります。その見込み額は、契約締結前にご説明いたします。
- \* 自動車保険などの「弁護士特約」も利用できます。その場合は、保険契約が定める基準を参考として弁護士費用を決定します。
- \* 表示の金額は、消費税別です。

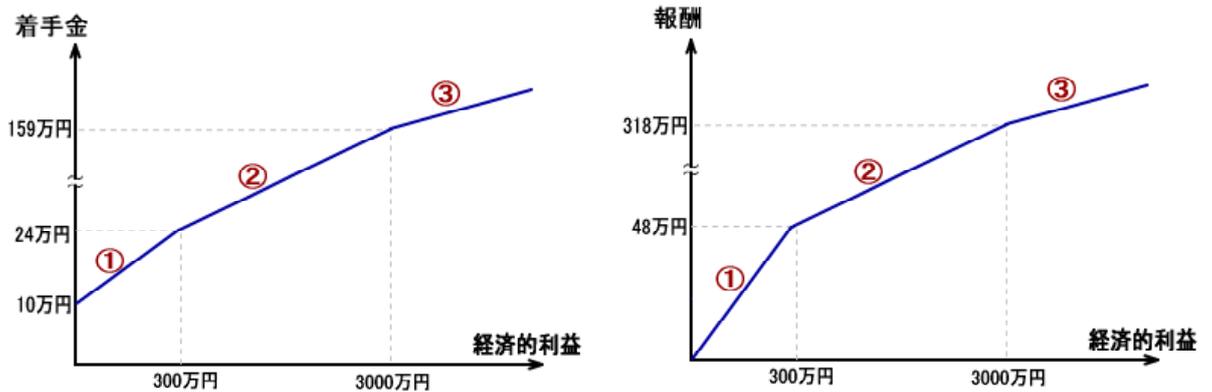
# 1 民事手続

## 1 民事の裁判手続（民事訴訟・調停）

\* 事案の難易に応じて増減します。

経済的利益の額	着手金 (請求額を基準に算定)	報酬 (実際に得た利益を基準に算定)	
300万円以下	8% (ただし最低額は10万円)	16%	…①
300万～3000万円	5% + 9万円	10% + 18万円	…②
3000万円以上	3% + 69万円	6% + 138万円	…③
境界紛争の場合	40～50万円	40～50万円	

\* 着手金・報酬のイメージグラフ



## 2 示談交渉

※ 離婚調停は「4 離婚手続」をご参照ください。

経済的利益の額	着手金 (請求額を基準に算定)	報酬 (実際に得た利益を基準に算定)
300万円以下	5% (ただし最低額は10万円)	16%
300万～3000万円	3% + 6万円	10% + 18万円
3000万円以上	2% + 36万円	6% + 138万円

### 3 契約締結交渉 \*以下の基準に準拠し、事案の難易に応じて増減します。

経済的利益の額	着手金 (請求額を基準に算定)	報酬 (実際に得た利益を基準に算定)
300万円以下	2% (ただし最低額は10万円)	4%
300万～3000万円	1% + 3万円	2% + 6万円
3000万円以上	0.5% + 18万円	1% + 36万円

### 4 離婚手続

	着手金	報酬	
		離婚成立による報酬	経済的利益への報酬
交渉	10～15万円	10万～15万円	5%
調停	25～35万円	15万～20万円	「2 調停手続」と同じ
訴訟	25～35万円	15万～20万円	「1 民事訴訟」と同じ

\* 交渉から調停、調停から訴訟へと継続受任する場合は、各合計金額から5万円減額します。

\* 経済的利益への報酬は、財産分与・慰謝料・養育費による利益に基づいて算出しますが、養育費については、その全額を考慮すると報酬が過大になる場合がありますので、おおむね10ヶ月分の養育費に対する16%相当額を報酬額とします。

(例：養育費が月額6万円と定められた場合、弁護士報酬は9万6千円)

### 5 遺産分割協議 (相続) ※ 遺言書作成は後掲【3 その他の手続】をご覧ください。

	着手金	報酬
交渉	10～15万円	経済的利益の5%
調停	「2 調停手続」と同じ	「2 調停手続」と同じ
訴訟	「1 民事訴訟」と同じ	「1 民事訴訟」と同じ

\* 交渉から調停、調停から訴訟へと継続受任する場合は、各合計金額から5万円減額します。

## 6 個人の破産、債務整理など

	着手金	報酬
自己破産	32万円	なし
個人再生	35～45万円	なし
任意整理	債権者数 1件の場合 3万円 2件の場合 5万円 3件以上の場合 1件あたり2万円	下記①と②の合算額とする ① 請求の減額幅の10% ② 返還を受けた過払金の、 その20%

\*法テラスの法律扶助手続を利用すると、弁護士費用の総額は14～17万円程度となり、これを毎月1万円の分割払いとすることができます。

## 7 事業主・法人の破産、民事再生、会社整理など

	着手金	報酬
事業主の 自己破産	標準額 50万円	なし
会社法人の 自己破産	50～100万円	なし
民事再生	100万円以上	「1 民事訴訟」に準じる この場合の「経済的利益」は、弁済額、 免除額、延払いによる利益、企業継続 による利益等を考慮して算定します。

\*会社法人の破産手続の場合は、法人や債務の規模に応じて増額する場合があります。

\*上記のほか、裁判所に納付する費用（予納金・管財費用など）が必要となります

## 8 強制執行事件

強制執行	着手金	「1 民事訴訟」の着手金の2分の1
	報酬	「1 民事訴訟」の報酬の4分の1

## 9 支払督促手続

経済的利益の額	着手金 (請求額を基準に算定)	報酬 (実際に得た利益を基準に算定)
300万円以下	2% (ただし最低額は5万円)	8%
300万～3000万円	1% + 3万円	5% + 9万円
3000万円以上	0.5% + 18万円	3% + 69万円

\* 訴訟手続に移行した場合の着手金は、「1 民事訴訟」と上表との差額とします。

## 10 借地非訟事件（借地条件変更、増改築許可、賃借権譲渡許可など）

着手金	借地権の額が5000万円以下の場合		20万～50万円
	借地権の額が5000万円を超える場合		40万～70万円
報酬	申立人の場合	申立の認容	借地権の2分の1につき 「1 民事訴訟」と同じ
		相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1につき 「1 民事訴訟」と同じ
	相手方の場合	申立却下 又は介入権認容	借地権の額の2分の1につき 「1 民事訴訟」と同じ
		賃料増額の認容	賃料増額分の7年分につき 「1 民事訴訟」と同じ
		財産上の給付の認容	財産上の給付額につき 「1 民事訴訟」と同じ

## 11 保全命令申立手続

着手金	「1 民事訴訟」の着手金の2分の1 (ただし最低額は10万円) 審尋又は口頭弁論を経たときは「1 民事訴訟」の3分の2
報酬	事件が重大又は複雑なとき 「1 民事訴訟」の報酬の4分の1
	審尋又は口頭弁論を経たとき 「1 民事訴訟」の報酬の3分の1
	本案の目的を達したとき 「1 民事訴訟」の報酬と同じ

## 2 刑事手続

- ・刑事手続は、事案により複雑性および困難性が大きく異なります。したがって、下記の基準を原則としつつ、各事件ごとに適切な弁護士費用を決定いたします。
- ・ご依頼者の所得および資産状況に応じて、国選辩护人制度や日弁連法律援助手続を利用して、ご負担の軽減を検討いたします。費用支払いに不安がある方は、お気軽にご相談ください。

### 1 事案が簡明な刑事手続

	着手金	報酬
捜査段階 (逮捕～起訴前)	15万～25万円	不起訴（または略式起訴）となった場合 20万～25万円
公判段階 (起訴後～判決)	15万～25万円	執行猶予判決を得た場合 20万～25万円

\* 簡易かつ軽微な事案は、捜査・公判段階を通じて 着手金25万円・報酬なし とします。

### 2 複雑または重大で、長期化が予測される刑事手続

	着手金	報酬
捜査段階 (逮捕～起訴前)	25万～60万円	不起訴（または略式起訴）となった場合 30万～60万円
公判段階 (起訴後～判決)	25万～60万円	執行猶予判決を得た場合 30万～60万円

ただし、無罪判決を得た場合は、上記範囲にかかわらず事案の内容に応じて決定します。

### 3 少年事件

	着手金	報酬
家裁送致から 少年審判まで	30万～60万円	少年院送致が予想されたが回避した場合 20万～40万円 「非行事実なし」に基づく審判不開始、 または 不処分の場合 40万～60万円

#### 4 保釈など

保釈手続	保釈が決定された場合 報酬5万円
勾留の取消、執行停止	左記の手続を請求した結果、釈放された場合 報酬5万円

#### 5 告訴、告発、検察審査申立などの手続

告訴、告発、検察審査会への申立	手数料10万円～20万円 (事案の軽重により決定します)
-----------------	---------------------------------

### 3 その他の手続

\*以下の金額を基本としつつ、複雑な事案については増額します。

1 調査（法律関係調査、事実調査）	5万円～20万円	
2 契約書類の作成  ※ 公正証書にする場合は、 公証人費用が別途必要です。	定型	経済的利益 1000万円未満のもの 5万～10万円
		経済的利益 1000万～1億円未満のもの 10万～30万円
		経済的利益 1億円以上のもの 30万円以上
	非定型	経済的利益 300万円以下のもの 10万円
		経済的利益 300万～3000万円以下のもの 1% + 7万円
		経済的利益 3000万円以上のもの 0.3% + 28万円
3 内容証明郵便の作成	弁護士名の表示なし 1万～3万円 弁護士名の表示あり 3万～5万円 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、増額します	

<b>4 遺言書の作成</b>  ※ 公正証書遺言にする場合は、 公証人費用が別途必要です。	定型	10万円～20万円
	非定型	経済的利益 300万円以下のもの 20万円
		経済的利益 300万～3000万円以下のもの 1% + 17万円
		経済的利益 3000万円以上のもの 0.3% + 38万円
<b>5 遺言執行</b>  ※ 遺言執行に裁判手続を要する 場合、裁判についての弁護士 費用が生じます。	経済的利益が300万円以下の場合 30万円	
	経済的利益が300万円～3000万円以下の場合 2% + 24万円	
	経済的利益が3000万円以上の場合 1% + 54万円	
<b>6 任意後見、財産管理、身上監護</b>	(1) 契約締結に先立つ調査（行為能力・財産状況の調査） についての手数料 「1 民事訴訟」と同じ  (2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の報酬 (ア) 日常生活を営むための基本的事務 月額5千～3万円 (イ) 収益不動産の管理など継続的事務 月額3万～10万円 なお、不動産の処分など特別な事務処理をした場合や、 事務処理のため裁判手続を要した場合には、(ア)(イ)と は別途に弁護士報酬が生じます。  (3) 委任契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼 者の行為能力を確認するなどのために訪問して面談 する場合の手数料 1回あたり5千～3万円	

## 4 日当・実費など

### 1 日当

受任した案件について遠距離出張を要した場合の標準的な日当額

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円
1日（往復4時間を超える場合）	5万円

### 2 実費

受任した案件について、弁護士費用とは別に、下記の実費が必要になります。

- \* 裁判所に納付する費用
  - ・郵便切手
  - ・収入印紙
  - ・保釈保証金
  - ・保証金
  - ・保管金
- \* 謄写料（裁判記録等の謄写料について、特に多額を要した場合）
- \* 遠距離出張への交通費・宿泊費
- \* 専門鑑定人に依頼する場合の鑑定費用